

津山工業高等専門学校寮研修室使用規程

〔平成18年9月26日〕
規程第58号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校寮研修室（以下「寮研修室」という。）の使用については、別に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(目的及び使用範囲)

第2条 寮研修室は、寮生の研修・集会等に使用することを目的とし、寮生のほか、校長が適当と認めた者が当該施設を使用することができる。

(使用期間)

第3条 寮研修室は、津山工業高等専門学校学則第5条第1項に定める春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業の期間中は使用させない。ただし、校長が必要と認めたときはこの限りではない。

(使用時間)

第4条 寮研修室の使用時間は、原則として、8時30分から22時までとする。ただし、校長が必要と認めたときはこの限りではない。

(管理)

第5条 寮研修室は、学生課が管理する。

(使用制限)

第6条 寮研修室を寮生の団体が使用する場合には、個人に使用させないことがある。

(使用手続)

第7条 寮研修室を使用したいときは、学生課寮務係へ申し出るものとする。

(使用上の注意)

第8条 寮研修室を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気は使用しないこと。
- (2) 施設・設備の取り扱いには十分注意すること。
- (3) 室内では、静粛を旨とし、他人の迷惑となる行為はしないこと。

(弁償責任)

第9条 寮研修室を使用する者が故意又は過失により、施設・設備又は備品を損傷した場合は、その実費を弁償するものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月26日から施行する。